特別利益 　固定資産処分益 　交付国債償還益 　政府交付金収入 　債務繰延協定締結に伴う利益 　その他特別利益	
特別損失 　固定資産処分損 　減損損失 　不動産圧縮損 　債務削減措置に伴う損失 　その他特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　関係会社との取引高の総額

⑶　以下の収益及び費用に関する内訳

①　正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

②　正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③　諸手数料の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

④　支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

⑤　責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

⑥　利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

⑦　保険代位等収益及び保険代位等費用の内訳

⑷　金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額

⑸　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額（銭単位）

⑹　以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い記載すること。

3　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第３号様式

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
						○○積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額													
新株の発行	××	××		××					××				××
他勘定への振替	△××								××				××
他勘定からの振替	××								××				××
剰余金の配当					××		△××	△××	△××				△××
国庫納付金							△××	△××	△××				
当期純利益							××	××	××				××
・・・・・													××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	―	××	××	―	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要性が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6　財務諸表等規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。

7　遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。